

Client Alert

25 February 2021

本日本語版アラートに関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
03 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



川村 麻紀
シニア・アソシエイト
03 6271 9518
maki.kawamura@bakermckenzie.com



丸田 郁美
アソシエイト
03 6271 9693
ikumi.maruta@bakermckenzie.com

米国バイデン政権の環境アジェンダ

バイデン大統領は1月20日に正式に就任し、トランプ政権下で決定された政策の多くを転換または停止させ、新たな方針に向けて迅速な行動をとっている。

予想されていた通り、バイデン政権の環境アジェンダにおける主な焦点は気候変動とエネルギーである。バイデン大統領は就任初日に、パリ気候協定へ再加盟する大統領令に署名した。また、カナダの油田と米メキシコ湾岸の製油所を結ぶキーストーン XL パイプラインの大統領許可を取り消す大統領命令、健全な環境の促進と気候変動への対応という目標に抵触する規制の再検討をすべての連邦機関に要求する大統領命令、トランプ政権が公布した多くの環境規制を一時停止する大統領命令に署名した。さらに、米国環境保護庁（EPA）は、米国司法省（DOJ）に対し、トランプ政権下で発令された規制に関するすべての訴訟を一時停止するよう要請した。このように、バイデン政権誕生から最初の数日間で、バイデン政権は環境規制のほぼすべての面でトランプ政権から離脱することを明確にした。

バイデン政権の初期的取組

バイデン政権はパリ気候協定への再加盟に加え、トランプ政権下での環境規制や政策の多くを再考し、以前の状態に戻すと発表した。バイデン政権の環境規制・政策の評価見直しの取組は、すべての規制の体系的な見直しと特定の規制措置やプログラムの集中的な見直しの両方を目的としている。

環境・気候規制の包括的見直し

第一に、バイデン大統領の「公衆衛生と環境を保護し、科学を復活させて気候危機に対処する」大統領令は、バイデン政権が過去のすべての措置を見直すための仕組みを作り、今後の針路を示すものである。政権の方針として、以下のような明確な目標が設定されている。

「科学に耳を傾けること、公衆衛生を改善し環境を保護すること、きれいな空気と水へのアクセスを確保すること、危険な化学物質や農薬への曝露を制限すること、有色人種のコミュニティや低所得コミュニティに不相応に害を与える人も含め、汚染者に責任を問うこと、温室効果ガスの排出を削減すること、気候変動の影響に対する回復力を強化すること、国宝や記念碑を修復し拡大すること、そしてこれらの目標を達成するために必要な、環境正義と高賃金の労働組合の雇用創出の両方を優先すること。」

同大統領令は、すべての機関に対し、過去4年間に制定されたすべての規制、命令、指針、政策の即時見直しを行い、それらが目標と矛盾しているか、あるいは障害となっているかどうかを評価するよう求めている。さらに、関係機関に対し、主に気候変動を対象とした以下の4つの主要規制策定



や当該分野での各機関の作業を一時的に停止、改訂、取り消す規制を検討するよう求めている。

1. 石油・ガス産業のメタン削減規制の改訂
2. 自動車の一定の燃費基準を改訂・削減する規則
3. 消費者製品や家電製品のエネルギー効率基準
4. 石炭・石油火力発電所の有害排出規制

同大統領令はまた、米国内務省（DOI）に複数の国定記念物の修復を求めるとともに、2020年8月17日に決定された北極圏国立野生生物保護区の開発のための土地の賃貸借に関連するすべての活動を一時的に停止させた。

第二に、バイデン政権の大統領令「規制凍結レビュー」（現在進行中の規制を一時留保するもの）は、公布準備に入ったが連邦登録簿にて公布されていない規則や、公布されたが施行されていない規則を対象としている。この大統領令により、関連機関は、これらの規則の取り消しや一時停止を検討する権限を与えられた。

これら的大統領令のもと、バイデン政権は、上記公衆衛生と環境保護の大統領令で指定された規則に加えて、再評価の対象とする特定の規則を「レビュー対象とすべき機関措置リスト」に掲載した。このリストは複数の機関に横断的に適用され、また、大気、水、有害物質を含むすべての環境媒体を対象としている。

気候変動に関する大統領令

バイデン政権は、パリ気候協定への再加盟、気候変動の観点からの政府機関の行動の全面的な見直し、特定の規制の再検討と修正・廃止の可能性に加え、2021年1月27日に「国内外での気候危機への取組に関する大統領令」に署名し、行政機関を国内外で気候変動に対処するための媒体に変えようとしている。規制の改訂、新たな法律の制定、訴訟を通じてバイデン政権の気候変動アジェンダの多くを実施するには時間がかかるかもしれないが、バイデン大統領は、大統領がコントロールできる外交政策と行政部門で行動を起こした。

外交政策に関しては、大統領令で気候変動を国家安全保障の問題に昇格させ、「気候への配慮は、米国の外交政策と国家安全保障にとって不可欠な要素でなければならない。米国は、二国間および多国間の両方で、他の国やパートナーと協力して、世界を持続可能な気候の道筋に乗せていく」と表明している。ほかにも大統領令では、首脳気候サミットの開催やエネルギーと気候に関する主要経済国フォーラムの再開、G7、G20、その他の国際フォーラムでの気候変動への対応を優先事項とすることを約束するなど、国際舞台で米国が取る追加的な行動が明らかにされている。またバイデン政権は、米国がパリ協定の下での約束草案を作成するプロセスを再始動することを再確認した。

対内的には、大統領令は、「特にクリーンエネルギー技術とインフラの革新、商業化、展開を通じて、経済のあらゆる部門における気候汚染を削減し、気候変動の影響に対する回復力を高め、公衆衛生を保護し、私たちの土地、水、生物多様性を保護し、環境正義を実現し、高賃金の組合雇用と経済成長を促進する」という、気候危機に立ち向かうための政府全体のアプローチが不可欠であるというバイデン政権の立場を明確に示した。大統領令により、ホワイトハウス国内気候政策局と国家気候タスクフォースが創設され



る。さらに、「Buy America」の誓約について、大統領令は、エネルギー効率の高い温室効果ガス排出削減技術、製品、実践を支援する努力として連邦施設の管理と連邦政府による購買支援を約束している。本大統領令については、そのカバー範囲が広いことから、気候変動にフォーカスしたアラートの中で再度取り上げる予定である。

訴訟と執行

公衆衛生や環境に有害であると判断される、または最善の科学（best available technology）に裏付けられていない前政権で制定された規制を直に見直し、「適切な措置を講じる」ようバイデン政権が指示した翌日、米国環境保護庁は司法省に書簡を送り、司法省に対し、前政権で発行された規制に関連する係争中のすべての訴訟を延期するよう要請した。バイデン政権が見直しを求めている規則の多くは法廷で争われており、特に自動車や飛行機の温室効果ガス排出基準、自動車の燃費基準、石油・ガス操業からのメタン排出を制限する規則など、気候変動に関連する規則がその対象となっている。COVID-19に関する労働安全衛生局への明確な政策指示と同様に、バイデン政権がレビューリストにある規制を再考し、改訂するという課題を前に、既存の規則の施行を強化するための措置が取られることが期待される。

結論

バイデン政権は、今後数か月間、前政権の政策を反転させ、独自のアジェンダを推進するために必要な行動を急ピッチで進めていくと予想される。規制変更の一部は、新政権に任命された職員が確定し、米国環境保護庁やその他の機関の主要ポストが埋まるまで待たざるを得ないことも考えられるが、2021年1月27日の気候変動指令のように、大統領令を通じて追加的な措置を取る可能性がある。さらに、優先順位の高い経済対策やCOVID-19救済措置で十分に進展を見せた後は、速やかに立法措置に転じると予想される。

以上